

その他証明書関係添付書類

宮古島市農業委員会

TEL:79-7811 FAX:73-2692

◎非農地証明関係

- (1) 非農地証明願書 (実印押印) 2部
- (2) 土地登記簿謄本 (事項証明書) (三ヶ月以内に取得した物) 原本1部
(※ 土地所有者の住所が土地登記簿謄本記載の住所と異なる場合、両者が同一人であることを確認出来る書類を添付。住民票、戸籍の付票等)
- (3) 公図の写し (三ヶ月以内に取得した物) 原本1部
- (4) 申請人の印鑑登録証明書 (三ヶ月以内に取得した物) 原本1部
- (5) 委任状 (※代理人による申請の場合のみ必要) (実印押印) 原本1部

訂正印

非農地証明願

令和 年 月 日

宮古島市農業委員会会長 殿

願出者 住 所
氏 名
連絡先

実印

下記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明願います。

1. 土地の表示

土地の所在	地番	地 目		面積	所有者
		登記簿	現況		
宮古島市					

2. 当該地が非農地となった時期および事由等

----- 以下は記入しないで下さい -----

上記の願い出のとおり、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。

宮農委第 号
令和 年 月 日

宮古島市農業委員会
会 長

印

記入例

非農地証明願

訂正印

農業
太郎

実印

令和 〇 年 〇〇 月 日

宮古島市農業委員会会長 殿

印鑑登録証明書の住所のとおり記入

願出者 住 所 宮古島市平良字西里1140番地
(所有者) 氏 名 農業 太郎
連絡先 090-〇〇-〇〇

農業
太郎

実印

下記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明願います。

1. 土地の表示

登記簿のとおり小字も記入

土地の所在	地番	地目		面積	所有者
		登記簿	現況		
宮古島市 平良字〇〇	385番	畑	原野	66 m ²	農業 太郎
宮古島市 城辺字〇〇	385番1	畑	雑種地	88 m ²	農業 太郎
以下余白					

余分な行は「以下余白」

現在、現地の地目を記入

2. 当該地が非農地となった時期および事由等

【下記の要点①～③の順を追って、内容をまとめる要領で作文形式で記入してください】

- ① 現所有者が当該地を取得した当時の経緯、取得当時の農地の現場の状態、説明
- ② 土地を取得してから現在までの間、当該地で営農できなくなった年数、経緯、説明
- ③ 今後、当該地で営農する予定(見込み)がない理由、説明

----- 以下は記入しないで下さい -----

上記の願い出のとおり、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。

宮 農 委 第 号
令和 年 月 日

宮古島市農業委員会
会 長

印

非 農 地 委 任 状

許可申請に係る譲渡人、譲受人それぞれ自署あるいは記名押印のこと。

本人(委任者)の親族 が代理申請を行う場	受任者 氏名
	【 本人(委任者)との続柄 : 】
行政書士が 代理申請を行う場合	受任者住所
	【 行政書士登録番号 : 】
	事 務 所 名
	行政書士名
	連絡先 (TEL及びE-Mail)
	職印

本人の親族以外の者で行政書士(行政書士法人含む)ではない者が、業として官公署に提出する書類を作成することは行政書士法上、原則として禁止され、違反者には罰則が科されることがあります。そのため、上記行政書士を代理人と定め、下記の権限を委任します。また、上記の者が本人の親族である場合は、上記親族を代理人と定め、下記の権限を委任します。

【委任事項】

1. 下記土地の農地法第 2 条に基づく許可申請書の作成・補正及び提出手続き並びに許可書(受理通知書)の受領

※本人(委任者)は、代理人が作成した申請書の内容を了解しており、申請書の提出後に大幅な内容の変更が行われる場合は、別途、確認書(任意様式)を作成する。

土地の表示(地番)	地目	面積(m ²)
宮古島市	畑	m ²

2. 目的()

【 本人(委任者) 】

氏名	実印
連絡先(TEL、E-Mailなど)	
氏名	実印
連絡先(TEL、E-Mailなど)	
氏名	実印
連絡先(TEL、E-Mailなど)	

(注1) 行政書士にあつては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法法人の補助者である場合は補助者証)を申請書等を提出する際に提示すること。

(注2) 代理人が行政書士である場合は、行政書士登録番号を記載すること。

(注3) 行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業をすることは、行政書士法違反となり、刑事罰が科される場合があります。

【参考法令】行政書士法第19条第1項及び第21条2項

(業務の制限)

第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 第19条第1項の規定に違反した者

【行政書士法に係る問い合わせ先】

沖縄県行政書士会 TEL:098-870-1488 E-Mail:gyousei@rice.ocn.ne.jp